

「こども総合相談所が開設して1年～現状と課題～」

畑地 尚樹さん(こども総合相談所 所長)

平成22年5月15日
ウイズセンター会議室



児童相談窓口から

私が勤め始めた昭和50年代は、母親や先生がこどもについて困っていることを主に相談していましたが、ここ7～8年は相談を通じていかにこどもの権利を守るかが中心となっています。保護したこどもを「返せ」「返さない」の押し問答で警察に何度も来てもらったこともあります。対立の末、最終的には家庭裁判所に判断を求めた事例もあります。

虐待にいたる保護者の多くは自身がDVや虐待の被害の経験があり、女性相談所にお世話になっていた保護者もいます。その後の自立に向けてのフォローが大切だと思います。この中で感じることは、救うべきはこどもはもちろんですが、本当に救われるべきは「親」であり、児童相談所も保護者支援にも視点を置いて活動しています。

重い虐待をした保護者でも三分の一は虐待を認めていなくてその後の対応に苦慮しますが、こどもが家に帰れるようになるためには、保護者が虐待をしていたこと認め、こどものために児童相談所や関係機関の支援を受け入れることが必要です。

昨年度は乳幼児の保護、なかでも生後2か月以内に乳児院にお預かりしたケースが数件あり特徴的でした。これは、出産前から保健センターなど地域が母親の支援をしていて、出産後のこどもの安全を考慮し児童相談所から施設入所にうまく繋がった結果だと思います。岡山市のこども相談体制の成果が形となって表れているように思います。そして、こども会議(要保護児童対策地域協議会)が児童相談所を含め行われ、こどもが再び家で生活できるよう保護者支援や環境調整などの方策を考えていっています。

こどもに応じた支援を

こうして親元から離れ児童養護施設などで生活しているこどもは全国に約4万人います。こどもたちの多くは大なり小なり心の傷を受けており、集団での生活には向かないこどももいて、里親や今度できた5～6人で生活するファミリーホームで家庭的な生活をしていくことが望まれます。しかし、里親委託は4万人の中の1割弱にすぎません。岡山市でも30組の里親さんがいて熱心に活動されていますが、50～60歳代の方が6割を占めていて、できればより若い方、またより多くの方に里親になっていただいて、こどもたちの支援をしていただけたら幸いです。

こどもにとって「最善の利益を」をモットーに活動しています。

政令市になり、スタッフも増え、県との垣根が低くなってきて取り組みやすい面もでてきます。逆に責任の所在がはっきりしないこともあるそうでした。児童養護施設での虐待問題もありました。問題にふたをしないで、情報が公表されたことは、よかったと思います。虐待はDVとも結びついていることも多く、関係機関と連携しながら、こどもにとって「最善の利益」が得られるような環境づくりが求められていると思いました。

(文責 萱野 和宏)